

薬品売買契約書(案)

埼玉県(以下「発注者」という。)と_____ (以下「受注者」という。)は、薬品の売買に関し、次のとおり単価契約を締結する。また、発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添購入仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(趣旨)

第1条 受注者は、次のとおり薬品を、契約期間内において、発注者の指示する日時(以下「納入期限」という。)までに、納入場所に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

- | | |
|------------|-----------------------------------------------|
| (1) 薬品名 | 水道用粉末活性炭(ウェット炭) |
| (2) 規格 | 購入仕様書のとおり |
| (3) 契約単価 | 1トン当たり 金_____円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円) |
| (4) 契約期間 | 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで |
| (5) 納入場所 | 購入仕様書のとおり |
| (6) 購入予定数量 | 203トン |
| (7) 購入予定額 | 金_____円 |

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、次のとおりとする。<実際の申請方法に合わせてどちらかを記入>

【履行保証保険を締結した場合】

免除。

【契約保証金を納める場合】

第1条に定める契約単価に購入予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(監督)

第4条 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納品書等の提出)

第5条 受注者は、薬品を納入するときは、納品書等を発注者に提出しなければならない。

(検査)

第6条 発注者は、前条の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会うものとする。
- 3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、必要があるときは、第1項の検査後、更に品質等の確認検査を行うことができる。この場合、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した薬品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(取替え)

第7条 受注者は、納入した薬品の全部又は一部が前条の検査に合格しないときは、遅滞なく、適正な薬品と取替えの上、発注者に納入しなければならない。

なお、取替えの際は、当該薬品以外の薬品を原則として持ち出すことはできない。

- 2 前項の規定により取り替えた薬品については、第5条及び前条の規定を準用する。

(所有権の移転及び引渡し)

第8条 薬品の所有権は、当該薬品の全部が第6条の検査に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、同時に、当該薬品は発注者に対して引き渡されたものとする。

(対価の支払方法)

第9条 受注者は、納入した薬品の全部が第6条の検査に合格した後に発注者に請求書を提出するものとし、発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に納入代金を支払うものとする。

(危険負担)

第10条 薬品の所有権が発注者に移転する前に当該薬品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 受注者は、薬品の所有権が発注者に移転した日から、1年間、当該薬品の品質不良、変質、数量の不足その他の契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）について責めに任ずるものとし、発注者は、無償による取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求できる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでそ

の時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、第1項に規定する契約不適合の存在によって、この契約の目的を達成することができない場合は、この契約を解除することができる。
- 4 発注者は、前3項の規定による権利を行使した後に、なお損害があるときは、受注者に対し、その賠償を請求することができる。

(納入期限の延長)

- 第12条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに薬品を納入することができない場合は、その事由が発生した後、速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。
- 2 発注者は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

(違約金)

- 第13条 受注者は、薬品の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から薬品を納入した日までの日数に応じ、当該納入期限の納入数量に契約単価を乗じた金額に年3.0パーセントを乗じて得た金額を違約金として発注者に納入しなければならない。
- 2 受注者は、第7条の規定による薬品の取替えをした場合において、第6条第1項の検査が完了した翌日から当該取替え後の薬品の納入の日までの日数に応じ、取替えを要した薬品の金額に年3.0パーセントを乗じて得た金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
 - 3 前2項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

(契約の変更)

- 第14条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(発注者の催告による契約の解除権)

- 第15条 発注者は、第11条第3項のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。
- (1) 受注者が、納入期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (2) この契約の目的物を納品させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、発注者の監督又は検査の実施に当たり、指示に従わないとき又はその業務の執行を妨害したとき。
- (7) 受注者が、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (8) 前各号のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 受注者が、発注者に対しこの契約の解除を申し入れたとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、第1条に定める購入予定数量に契約単価を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
- 3 第1項の場合（前条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(契約保証金の返還等)

第17条 発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、遅滞なく契約保証金を返還するものとする。

2 契約保証金に対しては、その受入期間について利息を付さないものとする。

(受注者の損害賠償義務)

第18条 受注者は、第16条の2の規定に該当する場合において、これによって発注者に生じた損害の額が同条の違約金の額を超えるときは、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に納付しなければならない。

(購入予定数量)

第19条 第1条に定める購入予定数量は見込みであるため、実際の納入量は購入予定数量に達しないことや購入予定数量を超過することがある。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第20条 この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、第1条に定める購入予定数量に契約単価を乗じた金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注

者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 受注者は、前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年3.0パーセントを乗じて得た額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

- 第21条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。
- 2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（事業者調査への協力）

- 第22条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第23条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

<実際の契約方法に合わせてどちらかを記入>

【書面による契約の場合】

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

【電子契約の場合】

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号

発注者 埼玉県

埼玉県公営企業管理者 板東 博之

受注者